

木造住宅 構造の扉(シリーズⅡ) 第2回

「四号建築物」

西澤博文(船橋支部)

1. 屋根ふき材等の緊結

建築基準法施行令の木造仕様規定項目のチェック

令第39条 □1項: 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁等の脱落防止措置

□2項: 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造

屋根ふき材や、内装材、外壁材は、風や地震などの振動によって脱落しないように留め付ける。

特に、屋根瓦は留め付け方法が定められている。

(建築基準法施行令第39条、平成12建設省告示第1348号 参考)

屋根ふき材や内装材、外壁材が脱落して人命や財産を損なうようなことが無いようにするための規定。具体的な構造方法は、平成12年建設省告示1348号に定められている。

特に、屋根瓦については、最低限守るべき仕様として、「軒及びけらばから2枚通りまでを1枚ごとに、その他の部分のうち棟にあつては1枚置きごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結する」と定められている。(下図参照)

